

質問に対する回答

焼津市こども未来部子育て支援課

連番	質問事項	回答
1	令和4年度版のすくすくガイドに掲載の各施設やイベントの写真、地図データなどは使用できますか。その他にも支給いただけるデータがあればご教示ください。	著作権が市にないものについては、ご使用いただけないものがあります。 ※地図データ、イラスト等 各施設、イベント等の写真、焼津市マスコットキャラクター「やいちゃん」のイラスト等は、必要に応じて提供いたします。
2	令和4年度版のすくすくガイドに掲載されている広告の掲載費総額、表2、表3、中面など箇所やサイズごとの費用をご教示いただけますか。	令和4年度版すくすくガイドは市と民間が協働して作成したものであるため、広告掲載料等の詳細は把握しておりません。
3	実際に集まった広告費が作成に係る費用の10%を下回った場合の対応はどのようになりますか。	プロポーザルの際にご提示いただきました作成費から同じくご提示いただいた広告掲載料見込みを差し引いた額で契約をいたします。 広告費が見込みより少なかった場合、又は多かった場合も、契約額の変更は行いません。 ただし広告費が見込みより少なく、最低基準を割り込んだ場合も、そのみを以て契約を解除することはありません。
4	実施要領 8. 審査書類の提出 (3) 提出書類 提案書に記載する表紙・目次・本文のデザインイメージについて、実際の仕上がりのイメージがしやすくなるよう、デザインの原寸出力見本を別途提出することは可能ですか。	A4判に収まるものであれば可能です。 A3判程度になる場合は、折込みでA4判以下となるよう御配慮ください。 A3判より大きいものは不可とします。 企画提案書同様に正本1部、副本8部をご提出ください。
5	仕様書 3業務概要 (6) 広告 掲載情報と広告を同一のページに掲載することは可能ですか。 また、可能である場合、「⑥広告ページは、総ページの10%以内とする」とありますが、これは広告が掲載されているページ数を総ページの10%以内とするということでしょう	掲載情報と広告を同一のページに掲載することは可能です。その場合、広告は後日の削除、差し替えが可能であり、掲載情報の視認性を妨げないものに限りです。また、広告の内容が掲載情報と誤認されることがないようにレイアウトしてください。 広告については、冊子の総面積に対する広

	うか。それとも、冊子の総面積に対する広告掲載面積の割合を 10%以内とするということでしょうか。	告掲載面積を 10%以内に収めていただくようお願いいたします。
6	仕様書 3業務概要 (11) 注意事項 ①「作成した印刷物の著作権は、全て委託者に帰属するものとする」とありますが、広告データに関する著作権の委託者への帰属を免除していただくことは可能ですか。 また、使用するイラストのうち、二次利用は認められているが第三者への著作権の譲渡が不可能なものについては、著作権の委託者への帰属を免除していただくことは可能ですか。	広告データに関しましては、委託者への帰属を免除します。 表紙、裏表紙、本文等に使用するイラストについて、二次利用が可能だが著作権譲渡が不可能なものについては応相談とし、使用に際しての条件、著作権者、著作権者との連絡先が明確か、増刷時の安定した使用の可否、冊子のイメージに与える影響などを考慮した上で、総合的に判断いたします。使用可と判断した場合、納品時に著作権に係るデータを一覧でご提出いただきます。
7	令和 4 年度のガイドブックのデータをご提供いただくことは可能ですでしょうか。 (Illustrator や InDesign などの編集可能な元データ)	従来のガイドブックは市と民間が協働して作成したものであるため、編集用データを保有しておりません。また、冊子全体の著作権が市にないため、データの提供はいたしかねます。
8	取材および撮影は必要でしょうか。必要な場合は、どの程度の量になるかご教示ください。	施設・行事に係る写真について、市が保有するものを提供することが可能です。冊子内容の質の向上のため、撮影、取材等の必要があればご相談ください。 行政情報に係る情報については、ご要望に応じて市から提供いたします。 仕様書中 3 (5) の育児情報につきましては、受託者側で取材を (必要であれば撮影も) 行い、作成していただくようお願いいたします。
9	キャッチコピーやテキスト情報は、令和 4 年度の内容およびご支給いただけるものと考えてよいでしょうか。	キャッチコピー及び行政情報のテキストにつきましては提供いたします。ただし掲載希望情報の変化のため、令和 4 年度のものから変更を加える場合があります。 育児情報、早見表等に含まれるテキストにつきましては、受託者提案となります。